

鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付規則の制定について

1 規則の制定理由

県内における医師の確保を図るため、鳥取大学（以下「大学」という。）において医学を専攻する者（緊急医師確保対策に基づき設置される特別の入学枠（以下「特別養成枠」という。）により入学した者に限る。以下同じ。）について、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付ける緊急医師確保対策奨学金制度を創設する。

2 規則の概要

緊急医師確保対策奨学金制度について必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 目的	この規則は、大学において、医学を専攻する者で、将来勤務命令病院等において医師の業務に従事しようとするものに対し、奨学金を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。
(2) 奨学金の借受者の資格	<p>奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とする。</p> <p>ア 高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）を卒業した者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 卒業した高等学校が県内の高等学校である者</p> <p>(イ) 出生地が県内である者又は県内に本籍若しくは住所を有する者</p> <p>(ウ) 保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）の出生地が県内である者又は保護者が県内に本籍若しくは住所を有する者</p> <p>(エ) 鳥取県との関係が（イ）又は（ウ）に掲げる者と同等程度に密接であると知事が認める者</p> <p>イ 大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学し、同課程に在学している者であること。</p> <p>ウ 将来、勤務命令病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。</p> <p>エ 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。</p>
(3) 奨学金の額等	<p>ア 奨学金の額 月額15万円</p> <p>イ 貸付期間 大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで</p> <p>ウ 奨学金の貸付限度額 奨学金の月額の72月分</p> <p>エ 貸付方法 原則として、毎年度、前期及び後期の2回（それぞれ6月分をまとめて貸付け）</p> <p>オ 貸付利率 無利子</p> <p>カ 連帯保証人及び保証人 各1人</p>
(4) 貸付申請	<p>ア 奨学金の貸付けを受けようとする者は、申請書に誓約書等を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>イ アの申請を行うことのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(ア) 高等学校に在学する者であって、申請を行う年度に当該高等学校を卒業する見込みであり、かつ、当該年度に大学の特別養成枠の入学試験を受験しようとするもの</p> <p>(イ) 高等学校を卒業した日から2年を経過しない者であって、申請を行う年度に大学の特別養成枠の入学試験を受験しようとするもの</p> <p>ウ アの申請は、大学へ入学願書を提出する前に行わなければならない。</p>
(5) 貸付予定の決定	ア 知事は、申請者が申請のあった日の属する年度の翌年度の4月30日までに(2)

及び通知	<p>の右欄に掲げる要件のすべてを備える見込みがあると認めるときは、貸付予定の決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。</p> <p>イ 知事は、アの通知を受けた者（以下「貸付予定者」という。）が、当該通知を受けた日の属する年度の翌年度に大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学できなかったときは、アの決定を取り消すものとし、貸付予定者に対してその旨及び奨学金を貸し付けない旨を通知するものとする。</p> <p>ウ 貸付予定者は、大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学したときは、進学届出書に在学証明書を添えて、アの通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに、知事に提出しなければならない。</p>
(6) 貸付けの決定及び通知	知事は、進学届出書等の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金を貸し付けるかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知する。
(7) 貸付けの終了	知事は、貸付期間が終了したとき、又は奨学金の貸付額の総額が奨学金の月額72月分に達したときは、奨学金の貸付けを終了し、奨学生に対してその旨を通知する。
(8) 貸付けの打ち切り及び休止	<p>ア 知事は、奨学生の退学等奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったときは、奨学金の貸付けを打ち切る。</p> <p>イ 知事は、奨学生の休学期間又は停学期間については、奨学金の貸付けを休止する。</p> <p>ウ ア又はイの場合、知事は、奨学生並びに連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知する。</p>
(9) 借用証書の提出	奨学生は、貸付けが終了したとき、又は貸付けを打ち切られたときは、直ちに借用証書を知事に提出しなければならない。
(10) 貸付金の返還	奨学生は、貸付けを打ち切られたとき等においては、1月以内に奨学金の全額を一括返還しなければならない。
(11) 返還の免除	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の定めるところによる。
(12) 返還の債務の履行猶予	知事は、奨学生が奨学金の打ち切り後も引き続き大学に在学しているとき等理由があると認めるときは、奨学金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。
(13) 施行期日等	<p>ア この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>イ 奨学金の貸付けの申請等の手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。</p>

参考

緊急医師確保対策奨学金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲（貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例）

免除の条件	免除の範囲
(1) 鳥取大学を卒業した日から起算して2年以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、当該採用された日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（医師として県職員に採用された日の属する年度の初日から当該採用された日の前日までの期間に相当する期間を控除した期間とする。）を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務（医師として県職員に採用された日から臨床研修を修了する日までの間にあっては、当該研修）に従事したとき。	債務の全部
(2) (1)の業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくな	

ったとき。	
(3) (2)に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受け たため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又 は一部

鳥取県温泉法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

温泉法の一部が改正され、温泉の採取に係る許可制度が創設されたこと等に伴い、これらの申請書等の様式
を定めるとともに、許可等の事務処理権限の区分を定める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県温泉法施行細則について、温泉採取許可等の申請書の様式を定める等の所要の改正を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則について、温泉法の改正に伴う所要の改正を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年10月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。